



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 4 月 1 日 (木曜日) 号外 第 29 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1	頁
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 1	
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 8	
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 18	

### 告 示

○宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示…………… (循環社会推進課) 28
---

### 訓 令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 36
○宮崎県副知事の担当事務等に関する規程の一部を改正する訓令…………… ( “ ) 40

### 企業局企業管理規程

○宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する企業管理規程…………… 41
--------------------------------------

## 規 則

知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第32号

#### 知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務代理に関する規則(昭和30年宮崎県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 2 条 法第 152 条第 1 項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第 1 順位 副知事 郡司行敏 第 2 順位 副知事 永山寛理	第 2 条 法第 152 条第 1 項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第 1 順位 副知事 <u>日隈俊郎</u> 第 2 順位 副知事 永山寛理

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第33号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支庁長	1～21 [略] 22 道路法(昭和27年法律第180号)による次の事務 (1)～(11) [略]	西臼杵支庁長	1～21 [略] 22 道路法(昭和27年法律第180号)による次の事務 (1)～(11) [略] <u>(12) 第39条の9の規定による措置命令に關す</u>

<p>(12)～(49) [略]</p> <p>(50)～(53) [略] 22の2～39の7 [略]</p> <p>40 1箇所の工事費見込金額が 8,000万円未満の建設工事（庁舎等に係る営繕工事等及び水産業振興に係る建設工事であって知事が別に定めるものを除く。以下同じ。）の工事箇所の工区分割に関する事。</p> <p>40の2 1件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行に関する事（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更に関する事を除く。）。</p> <p>40の3 1件の設計金額が 1,000万円未満（出来形部分の検査については 8,000万円未満）の建設工事の検査に関する事。</p> <p>40の4 建設工事に関する1件の設計金額 8,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関する事。</p> <p>40の5 建設工事の執行に伴う1件の予定価格 8,000万円未満の用地又は土地改良財産の購入に関する事（国有財産に係るものを除く。）。</p> <p>40の6 [略]</p> <p>40の7 建設工事の執行に伴う 8,000万円未満の補償に関する事。</p> <p>40の8～56 [略]</p> <p>57 「元気な山村づくり」森林整備支援事業実施要領（平成18年4月1日定め）による次の事務 (1) 第3の規定による事業計画書の受理に関する事。 (2) 第5の規定による完成届の受理に関する事。 (3) 第6の規定による確認に関する事。</p> <p>58～63 [略]</p> <p>64 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）による次の事務 (1)～(23) [略]</p> <p>(24) 第30条第1項の規定による認定に関する事。</p> <p>(25) 第30条第3項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関する事。</p> <p>(26) 第31条第1項の規定による認定に関する事。</p> <p>(27) 第32条の規定による報告の要求に関する事。</p> <p>(28) 第33条の規定による改善命令に関する事。</p>	<p>ること。</p> <p>(13)～(50) [略]</p> <p>(51) 第72条の2第1項（第91条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による報告の徴収又は立入検査に関する事</p> <p>ること。</p> <p>(52)～(55) [略] 22の2～39の7 [略]</p> <p>40 1箇所の工事費見込金額が1億 2,000万円未満の建設工事（庁舎等に係る営繕工事等及び水産業振興に係る建設工事であって知事が別に定めるものを除く。以下同じ。）の工事箇所の工区分割に関する事。</p> <p>40の2 1件の設計金額が1億 2,000万円未満の建設工事の執行に関する事（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更に関する事を除く。）。</p> <p>40の3 1件の設計金額が 1,000万円未満（出来形部分の検査については 1億 2,000万円未満）の建設工事の検査に関する事。</p> <p>40の4 建設工事に関する1件の設計金額1億 2,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関する事。</p> <p>40の5 建設工事の執行に伴う1件の予定価格1億 2,000万円未満の用地又は土地改良財産の購入に関する事（国有財産に係るものを除く。）。</p> <p>40の6 [略]</p> <p>40の7 建設工事の執行に伴う1億 2,000万円未満の補償に関する事。</p> <p>40の8～56 [略]</p> <p>57 削除</p> <p>58～63 [略]</p> <p>64 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）による次の事務 (1)～(23) [略]</p> <p>(24) 第35条第1項の規定による認定に関する事。</p> <p>(25) 第35条第3項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関する事。</p> <p>(26) 第36条第1項の規定による認定に関する事。</p> <p>(27) 第37条の規定による報告の要求に関する事。</p> <p>(28) 第38条の規定による改善命令に関する事。</p>
---	---

	<p>(29) <u>第34条</u>の規定による認定の取消しに関する こと。</p> <p>(30) <u>第36条第2項</u>の規定による認定に関する こと。</p> <p>(31) <u>第37条</u>の規定による認定の取消しに関する こと。</p> <p>(32) <u>第38条第1項</u>の規定による報告の要求及び 立入検査に関すること。</p> <p>65・66 [略]</p>		<p>(29) <u>第39条</u>の規定による認定の取消しに関する こと。</p> <p>(30) <u>第41条第2項</u>の規定による認定に関する こと。</p> <p>(31) <u>第42条</u>の規定による認定の取消しに関する こと。</p> <p>(32) <u>第43条第1項</u>の規定による報告の要求及び 立入検査に関すること。</p> <p>65・66 [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
保健所長	<p>1～19の4 [略]</p> <p>19の5 <u>調理師法施行細則</u>（昭和35年宮崎県規則 第7号）<u>第1条</u>の規定による受験願書の受理に 関すること。</p> <p>19の6・19の7 [略]</p> <p>19の8 <u>ふぐ取扱条例</u>（昭和33年宮崎県条例第29 号）による次の事務</p> <p>(1) <u>第13条</u>の規定によるふぐ処理師の届出の 受理に関すること。</p> <p>(2) <u>第15条第3項</u>の規定による免許証の返納 の受理に関すること。</p> <p>(3) <u>第16条第1項</u>の規定による認証に関する こと。</p> <p>(4) <u>第18条第1項</u>の規定による交付に関する こと。</p> <p>(5) <u>第18条第3項</u>の規定による再交付又は書 換えに関すること。</p> <p>(6) <u>第19条第2項</u>の規定による届出の受理に 関すること。</p> <p>(7) <u>第20条</u>の規定による届出の受理に関する こと。</p> <p>(8) <u>第21条第1項</u>の規定による認証の取消し に関すること。</p> <p>(9) <u>第21条第2項</u>の規定による認証の取消し 又は営業の停止命令に関すること。</p> <p>(10) <u>第21条第3項</u>の規定による認証書の返納 の受理に関すること。</p> <p>(11) <u>第23条第1項</u>の規定による報告の徴収、 立入検査等に関すること。</p> <p>19の9 <u>ふぐ取扱条例施行規則</u>（昭和34年宮崎県 規則第1号）による次の事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>20～24 [略]</p> <p>25 <u>食品衛生法</u>（昭和22年法律第233号）による 次の事務（食肉衛生検査所長の権限に属するも のを除く。）</p> <p>(1) <u>第28条第1項</u>（<u>第62条第1項</u>及び<u>第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定によ る報告の徴収、臨検検査及び収去に関するこ と。</p> <p>(2) <u>第52条第1項</u>の規定による営業の許可に 関すること。</p> <p>(3) <u>第53条第2項</u>の規定による届出の受理に</p>	保健所長	<p>1～19の4 [略]</p> <p>19の5 <u>調理師法施行細則</u>（昭和35年宮崎県規則 第7号）<u>第1条第1項</u>の規定による受験願書の 受理に関すること。</p> <p>19の6・19の7 [略]</p> <p>19の8 <u>宮崎県ふぐ取扱条例</u>（昭和33年宮崎県条 例第29号）による次の事務</p> <p>(1) <u>第13条第3項</u>の規定による免許証の返納 の受理に関すること。</p> <p>(2) <u>第14条第1項</u>の規定による認証に関する こと。</p> <p>(3) <u>第16条第1項</u>の規定による交付に関する こと。</p> <p>(4) <u>第16条第3項</u>の規定による再交付又は書 換えに関すること。</p> <p>(5) <u>第17条第2項</u>の規定による届出の受理に 関すること。</p> <p>(6) <u>第18条</u>の規定による届出の受理に関する こと。</p> <p>(7) <u>第19条第1項</u>の規定による認証の取消し に関すること。</p> <p>(8) <u>第19条第2項</u>の規定による認証の取消し 又は営業の停止命令に関すること。</p> <p>(9) <u>第19条第3項</u>の規定による認証書の返納 の受理に関すること。</p> <p>(10) <u>第20条第1項</u>の規定による報告の徴収、 立入検査等に関すること。</p> <p>19の9 <u>宮崎県ふぐ取扱条例施行規則</u>（昭和34年 宮崎県規則第1号）による次の事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>20～24 [略]</p> <p>25 <u>食品衛生法</u>（昭和22年法律第233号）による 次の事務（食肉衛生検査所長の権限に属するも のを除く。）</p> <p>(1) <u>第28条第1項</u>（<u>第68条第1項</u>及び<u>第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定によ る報告の徴収、臨検検査及び収去に関するこ と。</p> <p>(2) <u>第55条第1項</u>（<u>第68条第1項</u>において準 用する場合を含む。）の規定による営業の許 可に関すること。</p> <p>(3) <u>第56条第2項</u>（<u>第57条第2項</u>において読</p>

<p>関すること。</p> <p>(4) 第54条(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄及び廃棄の命令並びに食品衛生上の危害を除去するために必要な措置の命令に関すること。</p> <p>(5) 第55条第1項(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁止並びに営業の停止に関すること。</p> <p>(6) 第56条(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による整備改善命令並びに営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁止並びに営業の停止に関すること。</p> <p>25の2 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第71条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>25の3 食品衛生法施行細則(昭和45年宮崎県規則第21号)第11条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>25の4 [略]</p> <p>26 食品等取扱条例(昭和26年宮崎県条例第21号)による次の事務</p> <p>(1) 第3条の規定により、営業又は集団給食の登録又は登録の更新をすること。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による営業者又は管理者の地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(3) 第5条の規定により、証票、鑑札若しくは合格証を交付し、又は再交付すること。</p> <p>(4) 第9条の規定による廃業等の届出を受理すること。</p> <p>(5) 第10条の規定により、必要な範囲において、営業者又は管理者に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、若しくは行商地域を制限し、又は営業若しくは集団給食を禁止し、若しくは期間を定めて停止すること。</p> <p>(6) 食品等取扱条例施行規則(昭和26年宮崎県規則第51号)第3条第2項の規定により、登録事項変更届出書を受理すること。</p> <p>26の2 [略]</p> <p>27~58 [略]</p> <p>59 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)によ</p>	<p>み替えて準用する場合及び第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第57条第1項(第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第58条第1項(第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第59条(第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄及び廃棄の命令並びに食品衛生上の危害を除去するために必要な措置の命令に関すること。</p> <p>(7) 第60条第1項(第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁止並びに営業の停止に関すること。</p> <p>(8) 第61条(第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による整備改善命令並びに営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁止並びに営業の停止に関すること。</p> <p>25の2 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)による次の事務</p> <p>(1) 第71条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第71条の2の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>25の3 [略]</p> <p>26 [略]</p> <p>27~58 [略]</p> <p>59 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)によ</p>
--	---

	<p>る次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定による氏名の変更等の届出の受理に関する事。</p> <p>(6) 第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の届出の受理に関する事。</p> <p>(7)～(17) [略]</p> <p>(18) 第18条の15第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理に関する事。</p> <p>(19) 第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受理に関する事。</p> <p>(20) 第18条の24第1項の規定による水銀排出施設の使用の届出の受理に関する事。</p> <p>(21) 第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理に関する事。</p> <p>(22) 第18条の31第1項において準用する第10条第2項の規定により、第18条の27に規定する期間を短縮する事。</p> <p>(23) [略]</p> <p>59の2～70 [略]</p>		<p>る次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定による氏名の変更等の届出の受理に関する事。</p> <p>(6) 第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の届出の受理に関する事。</p> <p>(7)～(17) [略]</p> <p>(18) 第18条の17第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理に関する事。</p> <p>(19) 第18条の28第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受理に関する事。</p> <p>(20) 第18条の29第1項の規定による水銀排出施設の使用の届出の受理に関する事。</p> <p>(21) 第18条の30第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理に関する事。</p> <p>(22) 第18条の36第1項において準用する第10条第2項の規定により、第18条の32に規定する期間を短縮する事。</p> <p>(23) [略]</p> <p>59の2～70 [略]</p>
[略]		[略]	
食肉衛生検査所長	<p>1～4 [略]</p> <p>5 食品衛生法による次の事務(と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第54条の規定による廃棄及び廃棄の命令並びに食品衛生上の危害を防止するために必要な措置の命令に関する事。</p> <p>6 [略]</p>	<p>食肉衛生検査所長</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 食品衛生法による次の事務(と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第59条の規定による廃棄及び廃棄の命令並びに食品衛生上の危害を防止するために必要な措置の命令に関する事。</p> <p>6 [略]</p>	
[略]		[略]	
農林振興局長	<p>1～8 [略]</p> <p>9 1箇所の工事費見込金額が8,000万円未満の建設工事の工事箇所の工区分割に関する事。</p> <p>10 1件の設計金額が8,000万円未満の建設工事の執行に関する事(変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更に関する事を除く。)</p> <p>10の2 1件の設計金額が1,000万円未満(出来形部分の検査については8,000万円未満)の建設工事の検査に関する事。</p> <p>10の3 建設工事に関する1件の設計金額8,000万円未満の設計、調査又は測定の委託に関する事。</p> <p>10の4 建設工事の執行に伴う1件の予定価格8,000万円未満の土地改良財産の購入に関する事。</p>	<p>農林振興局長</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 1箇所の工事費見込金額が1億2,000万円未満の建設工事の工事箇所の工区分割に関する事。</p> <p>10 1件の設計金額が1億2,000万円未満の建設工事の執行に関する事(変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更に関する事を除く。)</p> <p>10の2 1件の設計金額が1,000万円未満(出来形部分の検査については1億2,000万円未満)の建設工事の検査に関する事。</p> <p>10の3 建設工事に関する1件の設計金額1億2,000万円未満の設計、調査又は測定の委託に関する事。</p> <p>10の4 建設工事の執行に伴う1件の予定価格1億2,000万円未満の土地改良財産の購入に関する事。</p>	

<p>10の5 [略]                  10の6 建設工事の執行に伴う 8,000万円未満の補償に関すること。                  10の7～20 [略]                  21 「元気な山村づくり」森林整備支援事業実施要領による次の事務                  (1) 第3の規定による事業計画書の受理に関すること。                  (2) 第5の規定による完成届の受理に関すること。                  (3) 第6の規定による確認に関すること。                  22～24 [略]</p>	<p>10の5 [略]                  10の6 建設工事の執行に伴う1億 2,000万円未満の補償に関すること。                  10の7～20 [略]                  21 削除                  22～24 [略]</p>
<p>総合農業試験場長 1 [略]</p>	<p>総合農業試験場長 1 [略]                  2 農業専門技術指導に伴う事務に関すること。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>家畜保健衛生所長 1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)による次の事務                  (1)・(2) [略]                  (3) 第7条(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示に関すること。                  (4) 第8条(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による証明書の交付に関すること。                  (5)～(13) [略]                  2～14 [略]</p>	<p>家畜保健衛生所長 1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)による次の事務                  (1)・(2) [略]                  (3) 第7条(第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示に関すること。                  (4) 第8条(第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定による証明書の交付に関すること。                  (5)～(13) [略]                  2～14 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>土木事務所長 1 [略]                  2 1箇所の工事費見込金額が 8,000万円未満の建設工事の工事箇所の工区分割に関すること。                  3 1件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行に関すること(変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更にすることを除く。)                  3の2 1件の設計金額が 1,000万円未満(出来形部分の検査については 8,000万円未満)の建設工事の検査に関すること。                  3の3 建設工事に関する1件の設計金額 8,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関すること。                  4 建設工事の執行に伴う1件の予定価格 8,000万円未満の用地の購入に関すること(国有財産に係るものを除く。)                  4の2 [略]                  5 建設工事の執行に伴う 8,000万円未満の補償に関すること。                  5の2～7 [略]                  8 道路法による次の事務                  (1)～(11) [略]                  (12)～(49) [略]</p>	<p>土木事務所長 1 [略]                  2 1箇所の工事費見込金額が1億 2,000万円未満の建設工事の工事箇所の工区分割に関すること。                  3 1件の設計金額が1億 2,000万円未満の建設工事の執行に関すること(変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更にすることを除く。)                  3の2 1件の設計金額が 1,000万円未満(出来形部分の検査については1億 2,000万円未満)の建設工事の検査に関すること。                  3の3 建設工事に関する1件の設計金額1億 2,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関すること。                  4 建設工事の執行に伴う1件の予定価格1億 2,000万円未満の用地の購入に関すること(国有財産に係るものを除く。)                  4の2 [略]                  5 建設工事の執行に伴う1億 2,000万円未満の補償に関すること。                  5の2～7 [略]                  8 道路法による次の事務                  (1)～(11) [略]                  (12) 第39条の9の規定による措置命令に関すること。                  (13)～(50) [略]                  (51) 第72条の2第1項(第91条第2項におい</p>



<p>(50)～(53) [略]                  8の2～41 [略]                  42 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による次の事務                  (1)～(23) [略]                  (24) <u>第30条第1項</u>の規定による認定に関する                  こと。                  (25) <u>第30条第3項</u> (<u>第31条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による通知に関する                  こと。                  (26) <u>第31条第1項</u>の規定による認定に関する                  こと。                  (27) <u>第32条</u>の規定による報告の要求に関する                  こと。                  (28) <u>第33条</u>の規定による改善命令に関する                  こと。                  (29) <u>第34条</u>の規定による認定の取消しに関する                  こと。                  (30) <u>第36条第2項</u>の規定による認定に関する                  こと。                  (31) <u>第37条</u>の規定による認定の取消しに関する                  こと。                  (32) <u>第38条第1項</u>の規定による報告の要求及び立入検査に関する                  こと。                  43・44 [略]</p>	<p>て準用する場合を含む。)及び<u>第2項</u>の規定による報告の徴収又は立入検査に関する                  こと。                  (52)～(55) [略]                  8の2～41 [略]                  42 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による次の事務                  (1)～(23) [略]                  (24) <u>第35条第1項</u>の規定による認定に関する                  こと。                  (25) <u>第35条第3項</u> (<u>第36条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による通知に関する                  こと。                  (26) <u>第36条第1項</u>の規定による認定に関する                  こと。                  (27) <u>第37条</u>の規定による報告の要求に関する                  こと。                  (28) <u>第38条</u>の規定による改善命令に関する                  こと。                  (29) <u>第39条</u>の規定による認定の取消しに関する                  こと。                  (30) <u>第41条第2項</u>の規定による認定に関する                  こと。                  (31) <u>第42条</u>の規定による認定の取消しに関する                  こと。                  (32) <u>第43条第1項</u>の規定による報告の要求及び立入検査に関する                  こと。                  43・44 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>港湾事務                  所長</p> <p>1 1箇所の工事費見込金額が <u>8,000万円</u>未満の工事箇所の工区分割に関する                  こと。                  2 1件の設計金額が <u>8,000万円</u>未満の建設工事の執行に関する                  こと (変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる                  設計図書の変更にすることを除く。)                  2の2 1件の設計金額が <u>1,000万円</u>未満 (出来形部分の検査については <u>8,000万円</u>未満)の建設工事の検査に関する                  こと。                  2の3 建設工事に関する1件の設計金額 <u>8,000万円</u>未満の設計、調査又は測定の委託に関する                  こと。                  3 建設工事の執行に伴う1件の予定価格 <u>8,000万円</u>未満の用地の購入に関する                  こと。                  3の2 [略]                  4 建設工事の執行に伴う <u>8,000万円</u>未満の補償に関する                  こと。                  4の2～19 [略]</p>	<p>港湾事務                  所長</p> <p>1 1箇所の工事費見込金額が <u>1億 2,000万円</u>未満の工事箇所の工区分割に関する                  こと。                  2 1件の設計金額が <u>1億 2,000万円</u>未満の建設工事の執行に関する                  こと (変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる                  設計図書の変更にすることを除く。)                  2の2 1件の設計金額が <u>1,000万円</u>未満 (出来形部分の検査については <u>1億 2,000万円</u>未満)の建設工事の検査に関する                  こと。                  2の3 建設工事に関する1件の設計金額 <u>1億 2,000万円</u>未満の設計、調査又は測定の委託に関する                  こと。                  3 建設工事の執行に伴う1件の予定価格 <u>1億 2,000万円</u>未満の用地の購入に関する                  こと。                  3の2 [略]                  4 建設工事の執行に伴う <u>1億 2,000万円</u>未満の補償に関する                  こと。                  4の2～19 [略]</p>
<p>付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p>	<p>付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p>
<p>1～3 [略]                  4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業による働き方改革産地実証事業、需要に応える宮崎米生産体制整備事業、水田高度利用産地育成支援事業、木質バイオマス利用効率化支援事業、ニーズに応える加工・業務用産地づく</p>	<p>1～3 [略]                  4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業等生産団地創出支援事業、需要に応える宮崎米生産体制整備事業、水田高度利用産地育成支援事業、木質バイオマス利用効率化支援事業</p>

<p><u>り加速化事業、新たに挑む！さといも日本一産地構築事業、施設園芸高生産技術推進事業、サツマイモ基腐病緊急対策推進事業、耕種版インテグレーション加速化事業、かんしょ・さといも病害対策強化事業、気候変動に負けない「みやざきの花」安定生産支援事業、伸ばせ「みやざきの花」産地拡大支援事業、魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業、革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業、集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業、次世代果樹ブランド産地育成支援事業、ブランド果樹産地リノベーション推進事業、新たなビジネスを掴む！「新・みやざき茶」産地化推進事業、需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業及び日本一の県産焼酎を支える原料用かんしょ生産拡大支援事業に係る補助金</u></p> <p>5～26 [略]</p> <p>27 <u>結ぶ6次化！農業新ビジネス拡大支援事業補助金交付要綱(平成30年4月2日定め)に基づく補助金</u></p> <p>28～30 [略]</p>	<p>、施設園芸高生産技術推進事業、耕種版インテグレーション加速化事業、かんしょ・さといも病害対策強化事業、伸ばせ「みやざきの花」産地拡大支援事業、魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業、新たな需要に対応する<u>農産物生産体制確立事業、集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業、次世代果樹ブランド産地育成支援事業、ブランド果樹産地リノベーション推進事業、新たなビジネスを掴む！「新・みやざき茶」産地化推進事業及び需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業</u>に係る補助金</p> <p>5～26 [略]</p> <p>27 <u>地域食資源高付加価値化推進事業補助金交付要綱(令和3年4月1日定め)に基づく補助金</u></p> <p>28～30 [略]</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表保健所長の項第19号の8、第19号の9、第25号及び第25号の2の改正規定、同項中第25号の3を削り、第25号の4を第25号の3とする改正規定並びに同項中第26号を削り、第26号の2を第26号とする改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第34号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																														
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節～第7節 [略]</p> <p>第7節の2 [略]</p> <p>第8節～第52節 [略]</p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(局及び課の設置)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部</th> <th style="width: 20%;">局</th> <th style="width: 60%;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農政水産部</td> <td></td> <td>農政企画課 農業連携推進課 農業経営支援課 農産園芸課 農村計画課 農村整備課 水産政策課 漁村振興課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(課内室の設置)</p>	部	局	課	[略]			農政水産部		農政企画課 農業連携推進課 農業経営支援課 農産園芸課 農村計画課 農村整備課 水産政策課 漁村振興課		[略]		[略]			<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節～第7節 [略]</p> <p><u>第7節の2 防災救急航空センター(第98条の2～第98条の4)</u></p> <p><u>第7節の3</u> [略]</p> <p>第8節～第52節 [略]</p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(局及び課の設置)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部</th> <th style="width: 20%;">局</th> <th style="width: 60%;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農政水産部</td> <td></td> <td>農政企画課 農業流通ブランド課 農業普及技術課 農業担い手対策課 農産園芸課 農村計画課 農村整備課 水産政策課 漁業管理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(課内室の設置)</p>	部	局	課	[略]			農政水産部		農政企画課 農業流通ブランド課 農業普及技術課 農業担い手対策課 農産園芸課 農村計画課 農村整備課 水産政策課 漁業管理課		[略]		[略]		
部	局	課																													
[略]																															
農政水産部		農政企画課 農業連携推進課 農業経営支援課 農産園芸課 農村計画課 農村整備課 水産政策課 漁村振興課																													
	[略]																														
[略]																															
部	局	課																													
[略]																															
農政水産部		農政企画課 農業流通ブランド課 農業普及技術課 農業担い手対策課 農産園芸課 農村計画課 農村整備課 水産政策課 漁業管理課																													
	[略]																														
[略]																															



第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
秘書広報課	[略]
国民文化祭・障害者芸術文化祭課	記紀編さん記念事業推進室
人事課	[略]
財産総合管理課	防災拠点庁舎整備室
[略]	
環境森林課	みやぎきの森林づくり推進室
自然環境課	自然公園室
[略]	
農政企画課	[略]
農業連携推進課	みやぎきブランド推進室
農業経営支援課	農業担い手対策室
農村計画課	[略]
水産政策課	漁業・資源管理室
漁村振興課	[略]
[略]	

(総合政策課)

第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 知事会、九州地方行政連絡会議及び九州地方開発推進協議会に関すること。

(7)～(15) [略]

(国民文化祭・障害者芸術文化祭課)

第9条の7 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 記紀編さん記念事業に関すること。

2 記紀編さん記念事業推進室においては、前項第2号に掲げる事務を分掌する。

(国民スポーツ大会準備課)

第9条の10 国民スポーツ大会準備課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 令和8年度に開催予定の国民スポーツ大会の開催準備に関すること。

(人事課)

第11条 [略]

2 行政改革推進室においては、前項第3号、第4号、第6号から第10号まで及び第12号に掲げる事務を分掌する。

(財産総合管理課)

第14条 財産総合管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 防災拠点庁舎の整備に関すること。

2 防災拠点庁舎整備室においては、前項第7号に掲げる事務を分掌する。

(総務事務センター)

第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
総合政策課	広域連携推進室
秘書広報課	[略]
人事課	[略]
[略]	
森林経営課	森林管理推進室
[略]	
農政企画課	[略]
農村計画課	[略]
漁業管理課	[略]
[略]	

(総合政策課)

第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 知事会に関すること。

(7) 他都道府県との広域的連携の促進に関すること。

(8)～(16) [略]

2 広域連携推進室においては、前項第6号及び第7号に掲げる事務を分掌する。

(国民文化祭・障害者芸術文化祭課)

第9条の7 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(国民スポーツ大会準備課)

第9条の10 国民スポーツ大会準備課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国民スポーツ大会の開催準備に関すること。

(人事課)

第11条 [略]

2 行政改革推進室においては、前項第4号、第6号から第10号まで及び第12号に掲げる事務を分掌する。

(財産総合管理課)

第14条 財産総合管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(総務事務センター)

第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

<p>(4)～(10) [略] (消防保安課)</p> <p>第15条の5 消防保安課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略] (9) <u>防災救急ヘリコプターの運営に関すること。</u> (10) [略] (環境森林課)</p> <p>第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略] (6) <u>県有林及び県行造林の管理経営に関すること。</u> (7)～(10) [略] (11) <u>川南遊学の森、ひなもり台県民ふれあいの森及び諸県県有林共に学ぶ森に関すること。</u> (12)・(13) [略]</p> <p>2 <u>みやざきの森林づくり推進室においては、前項第4号から第6号までに掲げる事務及び第11号に掲げる事務を分掌する。</u> (循環社会推進課)</p> <p>第35条 循環社会推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略] (5) <u>公益財団法人宮崎県環境整備公社及びエコクリーンプラザみやざきに関すること。</u> (自然環境課)</p> <p>第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略] (7) <u>林地開発行為の許可に関すること。</u> (8)～(12) [略]</p> <p>2 <u>自然公園室においては、前項第1号、第2号、第5号及び第12号に掲げる事務を分掌する。</u> (森林経営課)</p> <p>第37条 森林経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略] (4) <u>林業後継者の確保及び育成に関すること。</u> (5)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(企業振興課)</p> <p>第40条 企業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略] (5) <u>砂利採取に関すること (漁村振興課、用地対策課、河川課及び港湾課の主管に属するものを除く。)</u> (6)～(12) [略]</p> <p>2 [略] (農業連携推進課)</p> <p>第46条 農業連携推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略] (2) <u>農水産業技術の総合調整に関すること。</u> (3) <u>土壌及び土壌肥料対策協議会に関すること。</u></p>	<p>(4) <u>総務事務の助言及び相談に関すること。</u> (5)～(11) [略] (消防保安課)</p> <p>第15条の5 消防保安課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略] (9) <u>防災救急航空センターに関すること。</u> (10) [略] (環境森林課)</p> <p>第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略] (6)～(9) [略] (10) <u>川南遊学の森に関すること。</u> (11)・(12) [略]</p> <p>(循環社会推進課)</p> <p>第35条 循環社会推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略] (5) <u>公益財団法人宮崎県環境整備公社に関すること。</u> (自然環境課)</p> <p>第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略] (7) <u>林地開発行為に関すること。</u> (8)～(12) [略]</p> <p>(森林経営課)</p> <p>第37条 森林経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略] (4) <u>林業後継者に関すること。</u> (5)～(7) [略] (8) <u>森林経営管理制度に関すること。</u> (9) <u>県営林の管理経営に関すること。</u> (10) <u>スマート林業の推進に関すること。</u> (11) <u>ひなもり台県民ふれあいの森及び諸県県有林共に学ぶ森に関すること。</u> (12) [略]</p> <p>2 <u>森林管理推進室においては、前項第8号から第11号までに掲げる事務を分掌する。</u> (企業振興課)</p> <p>第40条 企業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略] (5) <u>砂利採取に関すること (漁業管理課、用地対策課、河川課及び港湾課の主管に属するものを除く。)</u> (6)～(12) [略]</p> <p>2 [略] (農業流通ブランド課)</p> <p>第46条 農業流通ブランド課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p>
---	--

(4)～(11) [略]

(12) 総合農業試験場に関すること。

2 みやざきブランド推進室においては、前項第5号から第9号までに掲げる事務を分掌する。

(農業経営支援課)

第47条 農業経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 農業経営構造対策に関すること。

(3) 農業の担い手に関すること。

(4) 農村の女性及び高齢者に関すること。

(5) 新規就農者の確保及び育成に関すること。

(6)～(8) [略]

(9) 植物防疫、農薬及び肥料に関すること。

(10) [略]

(11) 農業専門技術指導に関すること。

(12) 農地の利用集積に関すること。

(13) 農業会議及び農業委員会に関すること。

(14) 農業法人の育成及び他産業からの農業参入に関すること。

(15) [略]

(16) 農業大学校及び農業科学公園に関すること。

(17) 農業人材確保対策に関すること。

2 農業担い手対策室においては、前項第2号から第5号まで、第14号、第16号及び第17号に掲げる事務を分掌する。

(農産園芸課)

第48条 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 米穀類の生産及び流通に関すること。

(2) 野菜及びいも類の生産及び流通に関すること。

(3) 花きの生産及び流通に関すること。

(4) 果樹の生産及び流通に関すること。

(5) 茶その他の特用作物の生産及び流通に関すること。

(6) 活動火山周辺地域防災営農対策に関すること。

(水産政策課)

第52条 水産政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 漁業権に関すること。

(4) 漁業の調整及び取締りに関すること。

(5) 漁船に関すること。

(6) 遊漁船業に関すること。

(7) 漁業無線に関すること。

(8) 国際漁業に関すること。

(9) 漁獲可能量制度に関すること。

(2)～(9) [略]

(農業普及技術課)

第47条 農業普及技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2)～(4) [略]

(5) 土壌、植物防疫、農薬及び肥料に関すること。

(6) [略]

(7) スマート農業に関すること。

(8) 環境保全型農業の推進に関すること。

(9) 農水産業技術の総合調整に関すること。

(10) 活動火山周辺地域防災営農対策に関すること。

(11) 総合農業試験場に関すること。

(12) [略]

(農業担い手対策課)

第47条の2 農業担い手対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農地の利用集積に関すること。

(2) 農業会議及び農業委員会に関すること。

(3) 農業経営構造対策に関すること。

(4) 農業の担い手に関すること。

(5) 農村の女性及び高齢者に関すること。

(6) 新規就農者の確保及び育成に関すること。

(7) 農業法人の育成及び他産業からの農業参入に関すること。

(8) 農業人材確保対策に関すること。

(9) 農業大学校及び農業科学公園に関すること。

(農産園芸課)

第48条 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農産物の生産振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 水田品目の生産振興に関すること。

(3) 畑作品目の生産振興に関すること。

(4) 施設園芸品目の生産振興に関すること。

(5) 露地園芸品目の生産振興に関すること。

(水産政策課)

第52条 水産政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

- (10) 栽培漁業に関すること。
- (11) 水産資源の保護及び漁場の保全に関すること。
- (12)・(13) [略]
- (14) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する  
こと。

(15) [略]

2 漁業・資源管理室においては、前項第3号から第11号までに掲  
げる事務及び第14号に掲げる事務を分掌する。

(漁村振興課)

第53条 漁村振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 漁業及び養殖業の生産に関すること。
- (2) 漁業の担い手に関すること。
- (3) 水産業改良普及事業に関すること。
- (4) 水産動植物の防疫に関すること。
- (5)～(11) [略]
- (12) 高等水産研修所に関すること。

2 漁港漁場整備室においては、前項第5号、第7号及び第8号に  
掲げる事務を分掌する。

(管理課)

第62条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) 公共事業に係る入札制度の総合調整に関すること。
- (9)～(11) [略]

(技術企画課)

第64条 技術企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) 総合評価落札方式に関すること。

(河川課)

第67条 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 海岸保全区域、一般公共海岸区域及び海岸保全施設の管理  
に関すること（農村整備課、漁村振興課及び港湾課の主管に属  
するものを除く。）。
- (5)～(7) [略]

(都市計画課)

第70条 [略]

2 美しい宮崎づくり推進室においては、前項第6号から第10号ま  
でに掲げる事務、同項第12号に掲げる事務のうち都市公園並びに  
公共下水道及び都市下水路に関する事務、同項第13号に掲げる事  
務のうち屋外広告物審議会に関する事務及び同項第14号に掲げる

- (3)・(4) [略]
- (5) 漁業及び養殖業の生産に関すること。
- (6) 漁業の担い手に関すること。
- (7) 水産業改良普及事業に関すること。
- (8) 水産動植物の防疫に関すること。
- (9) [略]
- (10) 高等水産研修所に関すること。

(漁業管理課)

第53条 漁業管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) 漁業権に関すること。
- (9) 漁業の調整及び取締りに関すること。
- (10) 漁船に関すること。
- (11) 遊漁船業に関すること。
- (12) 漁業無線に関すること。
- (13) 国際漁業に関すること。
- (14) 漁獲可能量制度に関すること。
- (15) 栽培漁業に関すること。
- (16) 水産資源の保護及び漁場の保全に関すること。
- (17) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する  
こと。

2 漁港漁場整備室においては、前項第1号、第3号及び第4号に  
掲げる事務を分掌する。

(管理課)

第62条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]

(8)～(10) [略]

(技術企画課)

第64条 技術企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) 公共事業に係る入札制度の総合調整に関すること。

(河川課)

第67条 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 海岸保全区域、一般公共海岸区域及び海岸保全施設の管理  
に関すること（農村整備課、漁業管理課及び港湾課の主管に属  
するものを除く。）。
- (5)～(7) [略]

(都市計画課)

第70条 [略]

2 美しい宮崎づくり推進室においては、前項第6号から第9号ま  
でに掲げる事務、同項第12号に掲げる事務のうち都市公園に関す  
る事務、同項第13号に掲げる事務のうち屋外広告物審議会に関す  
る事務及び同項第14号に掲げる事務を分掌する。

事務を分掌する。

(建築住宅課)

第71条 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 宮崎県住宅供給公社に関すること。

(所掌事務)

第77条 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 観光、M I C E、移住等の誘致に関すること。

(5) [略]

(6) 県内への就職希望者に対する相談業務に関すること。

(7) [略]

(所掌事務)

第80条 大阪事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 観光、M I C E、移住等の誘致に関すること。

(5) [略]

(6) 県内への就職希望者に対する相談業務に関すること。

(所掌事務)

第83条 福岡事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 観光、M I C E、移住等の誘致に関すること。

(5) [略]

(6) 県内への就職希望者に対する相談業務に関すること。

(内部組織)

第97条 西臼杵支庁に次の課を置く。

[略]

農業普及課

[略]

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

農業普及課

(1)～(12) [略]

林務課

(1)・(2) [略]

(3) 林業金融に関すること。

(4) 林業労働力に関すること。

(5) 林業・木材産業構造改革事業に関すること。

(6)～(9) [略]

(10) 林野の保護に関すること。

(11) 保安林に関すること。

(12)・(13) [略]

(14) 自然公園に関すること。

(15)・(16) [略]

(17) 治山工事に関すること。

(18)～(20) [略]

[略]

(建築住宅課)

第71条 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(所掌事務)

第77条 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 観光、M I C E、スポーツ合宿等の誘致に関すること。

(5) [略]

(6) 県内への移住及び就職の希望者に対する相談業務に関する  
こと。

(7) [略]

(所掌事務)

第80条 大阪事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 観光、M I C E、スポーツ合宿等の誘致に関すること。

(5) [略]

(6) 県内への移住及び就職の希望者に対する相談業務に関する  
こと。

(所掌事務)

第83条 福岡事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 観光、M I C E、スポーツ合宿等の誘致に関すること。

(5) [略]

(6) 県内への移住及び就職の希望者に対する相談業務に関する  
こと。

(内部組織)

第97条 西臼杵支庁に次の課を置く。

[略]

地域農業支援課

[略]

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

地域農業支援課

(1)～(12) [略]

林務課

(1)・(2) [略]

(3) 林業及び木材産業の金融に関すること。

(4) 林業後継者及び林業の担い手に関すること。

(5) 林業及び木材産業の構造対策に関すること。

(6)～(9) [略]

(10) 森林病虫害等の駆除及び予防その他森林の保護に関する  
こと。

(11) 保安林及び保安施設地区に関すること。

(12)・(13) [略]

(14) 自然公園等に関すること。

(15)・(16) [略]

(17) 治山に関すること。

(18)～(20) [略]

(21) 森林経営管理制度に関すること。

[略]

第7節の2 防災救急航空センター

第 7 節の 2 [略]

(設置)

第 99 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 51 条第 1 項の規定に基づき、消防職員及び消防団員に対し、必要な教育訓練を行うため、消防学校を置く。

(内部組織)

第 191 条 中部農林振興局、北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局に次の課を置く。

[略]

普及企画課

[略]

2 南那珂農林振興局に次の課を置く。

[略]

普及企画課

[略]

3 児湯農林振興局に次の課を置く。

[略]

普及企画課

[略]

4 東臼杵農林振興局に次の課を置く。

[略]

普及企画課

[略]

農業普及課

(分掌事務)

第 192 条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

農畜産課

- (1) 米穀類の生産及び流通に関する事。
- (2) 野菜及びいも類の生産及び流通に関する事。
- (3) 花きの生産及び流通に関する事。
- (4) 果樹の生産及び流通に関する事。
- (5) 茶その他の特用作物の生産、流通等に関する事。

(6)～(12) [略]

[略]

林務課

- (1)・(2) [略]
- (3) 林業金融に関する事。
- (4) 林業労働力に関する事。
- (5) 林業・木材産業構造改革事業に関する事。

(設置)

第 98 条の 2 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 30 条第 1 項の規定に基づく市町村の消防の支援を行うため、防災救急航空センターを置く。

(名称及び位置)

第 98 条の 3 防災救急航空センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県防災救急航空センター	宮崎市大字赤江無番地(宮崎空港内)

(所掌事務)

第 98 条の 4 防災救急航空センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 防災救急ヘリコプターの運営に関する事。

第 7 節の 3 [略]

(設置)

第 99 条 消防組織法第 51 条第 1 項の規定に基づき、消防職員及び消防団員に対し、必要な教育訓練を行うため、消防学校を置く。

(内部組織)

第 191 条 中部農林振興局、北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局に次の課を置く。

[略]

地域支援課

[略]

2 南那珂農林振興局に次の課を置く。

[略]

地域支援課

[略]

3 児湯農林振興局に次の課を置く。

[略]

地域支援課

[略]

4 東臼杵農林振興局に次の課を置く。

[略]

地域支援課

[略]

地域農業支援課

(分掌事務)

第 192 条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

農畜産課

- (1) 水田品目の生産振興に関する事。
- (2) 畑作品目の生産振興に関する事。
- (3) 施設園芸品目の生産振興に関する事。
- (4) 露地園芸品目の生産振興に関する事。

(5)～(11) [略]

[略]

林務課

- (1)・(2) [略]
- (3) 林業及び木材産業の金融に関する事。
- (4) 林業後継者及び林業の担い手に関する事。
- (5) 林業及び木材産業の構造対策に関する事。



(6)～(9) [略]

(10) 林野の保護に関すること。

(11) 保安林に関すること。

(12)・(13) [略]

(14) 自然公園に関すること。

(15)・(16) [略]

(17) 治山工事に関すること（児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局を除く。）。

(18)～(20) [略]

#### 森林土木課

(1) 治山工事に関すること。

(2)・(3) [略]

#### 普及企画課

(1)～(5) [略]

(6) 農業の担い手育成に関すること。

(7)・(8) [略]

(9) 畑地かんがい営農の推進に関すること（南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局を除く。）。

#### 農業経営課

(1)～(4) [略]

#### 農業普及課

(1)～(12) [略]

(所掌事務)

第 196条 総合農業試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(内部組織)

第 197条 総合農業試験場に次の課、センター、室及び部を置く。

[略]

果樹部

2・3 [略]

(分掌事務)

第 198条 前条第 1 項に規定する課、センター、室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

果樹部

(1)・(2) [略]

2 [略]

(部長等)

第 263条 部に部長（総務部にあっては、部長及び危機管理統括監）を置く。

2 部長（危機管理統括監を含む。）は、上司の命を受けて、部の事務（総務部長にあっては危機管理局の事務を除く総務部の事務、危機管理統括監にあっては危機管理局の事務）を掌理し、所属

(6)～(9) [略]

(10) 森林病虫害等の駆除及び予防その他森林の保護に関すること。

(11) 保安林及び保安施設地区に関すること。

(12)・(13) [略]

(14) 自然公園等に関すること。

(15)・(16) [略]

(17) 治山に関すること（児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局を除く。）。

(18)～(20) [略]

(21) 森林経営管理制度に関すること。

#### 森林土木課

(1) 治山に関すること。

(2)・(3) [略]

#### 地域支援課

(1)～(5) [略]

(6) 農業の担い手育成の総括に関すること。

(7)・(8) [略]

#### 農業経営課

(1)～(4) [略]

(5) 農業の担い手育成に関すること。

(6) 畑地かんがい営農の推進に関すること（南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局を除く。）。

(7) 土地利用営農の推進に関すること（東臼杵農林振興局を除く。）。

#### 地域農業支援課

(1)～(12) [略]

(所掌事務)

第 196条 総合農業試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 農業専門技術指導に関すること。

(内部組織)

第 197条 総合農業試験場に次の課、センター、室及び部を置く。

[略]

果樹部

専門技術センター

2・3 [略]

(分掌事務)

第 198条 前条第 1 項に規定する課、センター、室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

果樹部

(1)・(2) [略]

専門技術センター

(1) 農業専門技術指導に関すること。

2 [略]

(部長等)

第 263条 部に部長（総合政策部にあっては部長及び政策調整監、総務部にあっては部長及び危機管理統括監）を置く。

2 部長（危機管理統括監を含む。）は、上司の命を受けて、部の事務（総合政策部長にあっては広域連携推進室の事務を除く総合政策部の事務、総務部長にあっては危機管理局の事務を除く総務

職員を指揮監督する。

3～14 [略]

第 264条 第 263条第13項に規定する課長補佐は、必要に応じ、一の課に 2 人以上置くことができる。

2 [略]

(交通・地域安全対策監等)

第 265条 前3条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
総合政策部	交通・地域安全 対策監	[略]
農政水産部	農業改良対策監	上司の命を受けて、農業改良 普及活動の総合調整に関する 事務を掌理する。
[略]		

(船長及び主任通信士)

第 268条 第 263条から第 266条までに規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
水産政策課	[略]	

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
西臼杵支庁	[略]
[略]	
総合農業試験場	場長 副場長(2人) 課長 センター長 室長 部長 支場 長 所長 副センター長 副部 長 科長 主任
[略]	

(職務)

第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
所長、院長、支 庁長、校長、寮 長、園長、場長 及び局長	[略]
[略]	
センター長	[略]
[略]	

部の事務、危機管理統括監にあっては危機管理局の事務)を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 政策調整監は、上司の命を受けて、広域連携推進室の事務を掌理する。

4～15 [略]

第 264条 第 263条第14項に規定する課長補佐は、必要に応じ、一の課に 2 人以上置くことができる。

2 [略]

(交通・地域安全対策監等)

第 265条 前3条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
総合政策部	交通・地域安全 対策監	[略]
[略]		

(船長及び主任通信士)

第 268条 第 263条から第 266条までに規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
漁業管理課	[略]	

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
西臼杵支庁	[略]
防災救急航空センター	センター長
[略]	
総合農業試験場	場長 副場長(3人) 課長 センター長 室長 部長 支場 長 所長 副センター長 副部 長 科長 主任
[略]	

(職務)

第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
所長、院長、支 庁長、校長、寮 長、園長、場長 、局長及びセン ター長(防災救 急航空センター に限る。)	[略]
[略]	
センター長(防 災救急航空セン ターを除く。)	[略]
[略]	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる機関の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の相当の職に命ぜられたものとみなす。

環境森林部環境森林課みやぎきの森林づくり推進室	環境森林部環境森林課
環境森林部自然環境課自然公園室	環境森林部自然環境課
農政水産部農業連携推進課	農政水産部農業流通ブランド課
農政水産部農業連携推進課みやぎきブランド推進室	
農政水産部農業経営支援課	農政水産部農業普及技術課
農政水産部農業経営支援課農業担い手対策室	農政水産部農業担い手対策課
農政水産部漁村振興課	農政水産部漁業管理課
西臼杵支庁農業普及課	西臼杵支庁地域農業支援課
中部農林振興局普及企画課	中部農林振興局地域支援課
南那珂農林振興局普及企画課	南那珂農林振興局地域支援課
北諸農林振興局普及企画課	北諸農林振興局地域支援課
西諸農林振興局普及企画課	西諸農林振興局地域支援課
児湯農林振興局普及企画課	児湯農林振興局地域支援課
東臼杵農林振興局普及企画課	東臼杵農林振興局地域支援課
東臼杵農林振興局農業普及課	東臼杵農林振興局地域農業支援課

(職員の被服貸与規則の一部改正)

3 職員の被服貸与規則(昭和35年宮崎県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	着用期間	貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	着用期間
勤務する機関	職員					勤務する機関	職員				
[略]						[略]					
消防保安課	消防関係職員	[略]				消防保安課	消防関係職員	[略]			
	防災救急	救急作業服	2	1年							
	ヘリコプターに搭乗し、消防防災業務に従事する職員	救助作業服	2	2年							
		雨衣	1	2年							
		防寒服	1	3年							
		作業靴	2	1年							
		編上靴	1	2年							
		作業帽	1	1年							
[略]						[略]					
水産政策課	漁業取締船乗組員	冬服上下	1	3年	10月1日から4月30日まで	水産政策課	水産業普及指導員	作業服	1	2年	
		夏服上下	1	3年	5月1日から9月30日まで						
		帽子	1	3年							
		作業服	1	1年							
		作業帽	1	2年							
漁村振興課	水産業普及指導員	作業服	1	2年		漁業管理課	漁業取締船乗組員	冬服上下	1	3年	10月1日から4月30日まで
								夏服上下	1	3年	5月1日



又は法第38条第1項の規定により報告を求められたときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画（認定エネルギー消費性能基準適合建築物）状況報告書（別記様式第3号）に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

（改善に関する命令書）

第8条 法第33条の規定による命令は、改善に関する命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

（認定取消通知書）

第10条 法第34条又は法第37条の規定による取消しは、建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能基準適合）認定取消通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第11条 法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定申請取下げ届（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

又は法第43条第1項の規定により報告を求められたときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画（認定エネルギー消費性能基準適合建築物）状況報告書（別記様式第3号）に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

（改善に関する命令書）

第8条 法第38条の規定による命令は、改善に関する命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

（認定取消通知書）

第10条 法第39条又は法第42条の規定による取消しは、建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能基準適合）認定取消通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第11条 法第35条第1項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定申請取下げ届（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

別記様式第1号中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第1号の2を次のように改める。

様式第 1 号の 2 (第 4 条の 2 関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更説明書

年 月 日

宮崎県知事 殿

提出者 住所  
 氏名  
 電話番号  
 [ 法人等にあつては、主たる事務所の  
 所在地並びに名称及び代表者の氏名 ]

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 3 条 (同規則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。) に該当する軽微な変更がありましたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 4 条の 2 第 1 項の規定により変更の内容を提出します。

- 1 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書番号  
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書交付年月日  
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置
- 4 軽微な変更の内容
  - (1) 省エネ性能が向上する変更
  - (2) 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更
- 5 変更の内容が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 3 条に規定する軽微な変更該当することを確認した建築士等  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 住所  
 氏名  
 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 所在地  
 名称

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注)

- 1 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 正副 2 部提出すること。
- 3 説明書の大きさは A 4 サイズとすること。



(第 2 面)

## (1) 省エネ性能が向上する変更

<p>・変更内容は、<input type="checkbox"/>チェックに該当する事項となる</p> <p><input type="checkbox"/> ① 建築物の高さ又は外周長の減少</p> <p><input type="checkbox"/> ② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
<p>・上記<input type="checkbox"/>チェックについて具体的な変更の記載欄</p>
<p>・添付図書等</p>
<p>(注意) 変更内容は、該当する全てにチェックすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。</p>



(第 3 面 別紙)

## [空気調和設備関係]

次に掲げる(ア)、(イ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(ア)外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率又は窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少
外壁の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位 ) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前( ) 変更後( ) 増加率( )%
屋根の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位 ) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前( ) 変更後( ) 増加率( )%
外気に接する床の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位 ) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前( ) 変更後( ) 増加率( )%
窓の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位 ) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前( ) 変更後( ) 増加率( )%
窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位 ) 変更前・変更後の平均日射熱取得率 変更前( ) 変更後( ) 増加率( )%
(イ)熱源機器の平均効率について10%を超えない低下
平均熱源効率(冷房平均 COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前( ) 変更後( ) 減少率( )%
平均熱源効率(暖房平均 COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前( ) 変更後( ) 減少率( )%

(第 3 面 別紙)

[機械換気設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(ア)、(イ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(ア)送風機の電動機出力について 10%を超えない増加
室用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
(イ)計算対象床面積について 5%を超えない増加(室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ)
室用途 ( 駐車場 ) 変更前・変更後の床面積 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( 厨房 ) 変更前・変更後の床面積 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

(第 3 面 別紙)

## 〔照明設備関係〕

<p>評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(ア)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更</p>
<p>(ア)単位面積当たりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加</p>
<p>室用途 ( )          変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減          変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力          変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %</p>
<p>室用途 ( )          変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減          変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力          変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %</p>
<p>室用途 ( )          変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減          変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力          変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %</p>
<p>室用途 ( )          変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減          変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力          変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %</p>

(第 3 面 別紙)

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(ア)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(ア)給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下
湯の使用用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %
湯の使用用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %
湯の使用用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %
湯の使用用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %



(第 3 面 別紙)

## [太陽光発電関係]

次に掲げる(ア)、(イ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更	
(ア)太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少	
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量	
変更前	システム容量の合計値 ( )
変更後	システム容量の合計値 ( )
変更前・変更後のシステム容量減少率 ( ) %	
(イ)パネル方位角について 30 度を超えない変更又は傾斜角について 10 度を超えない変更	
パネル番号 ( )	
パネル方位角	<input type="checkbox"/> 30 度を超えない変更 ( ) 度変更
パネル傾斜角	<input type="checkbox"/> 10 度を超えない変更 ( ) 度変更
パネル番号 ( )	
パネル方位角	<input type="checkbox"/> 30 度を超えない変更 ( ) 度変更
パネル傾斜角	<input type="checkbox"/> 10 度を超えない変更 ( ) 度変更

別記様式第 1 号の 3 中「氏名 印」を「氏名 印」に、「氏名 印」を「氏名 印」に、「名称 印」を「名称 印」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とし、5 を 4 とする。

別記様式第 2 号中「氏名 印」を「氏名 印」に、「氏名 印」を「氏名 印」に、「名称 印」を「名称 印」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記様式第 2 号の 2 中「氏名 印」を「氏名 印」に、「氏名 印」を「氏名 印」に、「名称 印」を「名称 印」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とし、5 を 4 とする。

別記様式第 2 号の 4 中「氏名 印」を「氏名 印」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記様式第 3 号中「氏名 印」を「氏名 印」に、「第 32 条」を「第 37 条」に、「第 38 条第 1 項」を「第 43 条第 1 項」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記様式第 4 号中「氏名 印」を「氏名 印」に、「氏名 印」を「氏名 印」に、「名称 印」を「名称 印」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記様式第 5 号中「第 33 条」を「第 38 条」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第 5 号の 2 中「氏名 印」を「氏名 印」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記様式第 6 号中「氏名 印」を「氏名 印」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記様式第 7 号中「第 34 条」を「第 39 条」に、「第 37 条」を「第 42 条」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第 7 号の 2 中「氏名 印」を「氏名 印」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記様式第 8 号中「氏名 印」を「氏名 印」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式(注)中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 3 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 270 号

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱（平成 4 年宮崎県告示第 1083 号の 2）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議） 第 6 条 [略] 2 前項の規定による協議は、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。	（県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議） 第 6 条 [略] 2 前項の規定による協議は、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。 <u>ただし、同一年度内に、新たに当該協議が必要と知事が認める場合は、あらかじめ知事に協議しなければならない。</u>

- 3 [略]
- 4 事前協議書には、別表に掲げる書類及び図面を添付するものとする。ただし、前年度に次条第2項に規定する承認通知書の交付を受けた県外排出事業者（以下「承認事業者」という。）が、引き続き事前協議を行う場合であって、次に掲げる事項に変更がないとき（第3号に掲げる事項にあっては、減少する場合を含む。）は、当該書類及び図面（別表第4号及び第5号に掲げる書類を除く。）の添付を省略できるものとする。
- (1) 県外産業廃棄物を排出する事業場の所在地
  - (2) 県外産業廃棄物の種類
  - (3) 県外産業廃棄物の数量
  - (4) 県外産業廃棄物の排出工程
  - (5) 自己処理又は委託処理の別
  - (6) 収集運搬業者又は処分業者
  - (7) 処理の方法

- 3 [略]
- 4 事前協議書には、別表に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

（県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る届出）

第6条の2 前年度に次条第2項に規定する承認通知書の交付を受けた県外排出事業者（以下「承認事業者」という。）が引き続き県外産業廃棄物の搬入を行う場合において、第13条第1項各号に該当せず、かつ、次に掲げる事項に変更がないとき（第3号に掲げる事項にあっては、減少するときを含む。）は、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、県外産業廃棄物搬入届出書（別記様式第2号。以下「搬入届出書」という。）により知事に届け出るものとする。前年度にこの項の規定による届出を行った県外排出事業者（以下「届出事業者」という。）が引き続き県外産業廃棄物の搬入を行う場合も、同様とする。

- (1) 県外産業廃棄物を排出する事業場の所在地
- (2) 県外産業廃棄物の種類
- (3) 県外産業廃棄物の数量
- (4) 県外産業廃棄物の排出工程
- (5) 自己処理又は委託処理の別
- (6) 収集運搬業者又は処分業者
- (7) 処理の方法

2 搬入届出書には、別表第4号及び第5号に掲げる書類並びに次条第2項に規定する承認通知書の写し（前年度に前項の規定により搬入届出書を提出した場合においては、第14条第2項の規定により保健所の長が受付印を押した搬入届出書（以下「受付済み搬入届出書」という。）の写し）を添付するものとする。

3 第1項の規定による届出は、年度ごとに行うものとする。ただし、同一年度内に、新たに第6条第1項の規定による協議が必要と知事が認める場合は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

4 次条第4項及び第5項並びに第9条から第13条までの規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第4項	第1項の規定による承認をした 当該承認	前条第1項の規定による届出があった 当該届出
第7条第5項	承認通知書	受付済み搬入届出書
第9条第1項	承認事業者	届出事業者
第9条第2項	承認事業者	届出事業者

<p>(承認通知等)</p> <p>第7条 知事は、<u>前条第1項</u>の規定による協議があった場合において、その内容を審査し、及び必要な事項について指導を行った結果、支障がないと認めるときは、当該協議に係る県外産業廃棄物の搬入を承認するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認をしたときは、<u>県外産業廃棄物搬入承認通知書</u>（別記様式第2号。以下「承認通知書」という。）を当該県外排出事業者に交付するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>（事前協議内容の変更）</p> <p>第9条 承認事業者は、<u>第6条第4項各号</u>に掲げる事項に変更が生ずるとき（同項第3号に掲げる事項にあっては、増加する場合に限る。）は、<u>改めて知事に協議しなければならない</u>。この場合については、<u>第6条から前条までの規定を準用する</u>。</p> <p>2 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から起算して10日以内に、<u>県外産業廃棄物搬入事前協議事項変更届</u>（別記様式第3号）により知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>（搬入実績報告）</p> <p>第12条 承認事業者は、前年度における県外産業廃棄物の搬入の状況を搬入した県外産業廃棄物に係る排出事業場及び搬入した宮崎県内の処理施設ごとに毎年6月末までに、<u>県外産業廃棄物搬入実績報告書</u>（別記様式第4号）により知事に報告しなければならない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第10条第1項</td> <td>承認事業者</td> <td>届出事業者</td> </tr> <tr> <td>項</td> <td>承認通知書</td> <td>受付済み搬入届出書</td> </tr> <tr> <td>第10条第2項</td> <td>承認事業者</td> <td>届出事業者</td> </tr> <tr> <td>第10条第4項</td> <td>承認事業者</td> <td>届出事業者</td> </tr> <tr> <td>項</td> <td>承認通知書</td> <td>受付済み搬入届出書</td> </tr> <tr> <td>項</td> <td>承認された</td> <td>届け出た</td> </tr> <tr> <td>第11条第1項</td> <td>承認事業者</td> <td>届出事業者</td> </tr> <tr> <td>項</td> <td>承認通知書</td> <td>受付済み搬入届出書</td> </tr> <tr> <td>第11条第2項</td> <td>承認通知書</td> <td>受付済み搬入届出書</td> </tr> <tr> <td>項</td> <td>承認された</td> <td>届け出た</td> </tr> <tr> <td>第12条</td> <td>承認事業者</td> <td>届出事業者</td> </tr> <tr> <td>第13条第1項第1号</td> <td>第6条第1項（第9条第1項において準用する場合を含む。）の規定による協議</td> <td>第6条の2の規定による届出</td> </tr> <tr> <td>第13条第1項第2号</td> <td>承認事業者</td> <td>届出事業者</td> </tr> <tr> <td>項</td> <td>協議により不正に第7条第1項の規定による承認を受けたものである</td> <td>届出を行った</td> </tr> <tr> <td>第13条第1項第4号</td> <td>承認事業者</td> <td>届出事業者</td> </tr> </table> <p>(承認通知等)</p> <p>第7条 知事は、<u>第6条第1項</u>の規定による協議があった場合において、その内容を審査し、及び必要な事項について指導を行った結果、支障がないと認めるときは、当該協議に係る県外産業廃棄物の搬入を承認するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認をしたときは、<u>県外産業廃棄物搬入承認通知書</u>（別記様式第3号。以下「承認通知書」という。）を当該県外排出事業者に交付するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>知事は、第1項の規定による承認をしたときは、当該承認に関する情報を宮崎県県外産業廃棄物搬入承認台帳</u>（別記様式第4号）に登録するものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>（事前協議内容の変更）</p> <p>第9条 承認事業者は、<u>第6条の2第1項各号</u>に掲げる事項に変更が生ずるとき（同項第3号に掲げる事項にあっては、増加するときに限る。）は、<u>あらかじめ知事に協議しなければならない</u>。この場合においては、<u>第6条、第7条及び第8条の規定を準用する</u>。</p> <p>2 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から起算して10日以内に、<u>県外産業廃棄物搬入事前協議</u>（届出）事項変更届（別記様式第5号）により知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>（搬入実績報告）</p> <p>第12条 承認事業者は、前年度における県外産業廃棄物の搬入の状況を搬入した県外産業廃棄物に係る排出事業場及び搬入した宮崎県内の処理施設ごとに毎年6月末までに、<u>県外産業廃棄物搬入実績報告書</u>（別記様式第6号）により知事に報告しなければならない。</p>	項			第10条第1項	承認事業者	届出事業者	項	承認通知書	受付済み搬入届出書	第10条第2項	承認事業者	届出事業者	第10条第4項	承認事業者	届出事業者	項	承認通知書	受付済み搬入届出書	項	承認された	届け出た	第11条第1項	承認事業者	届出事業者	項	承認通知書	受付済み搬入届出書	第11条第2項	承認通知書	受付済み搬入届出書	項	承認された	届け出た	第12条	承認事業者	届出事業者	第13条第1項第1号	第6条第1項（第9条第1項において準用する場合を含む。）の規定による協議	第6条の2の規定による届出	第13条第1項第2号	承認事業者	届出事業者	項	協議により不正に第7条第1項の規定による承認を受けたものである	届出を行った	第13条第1項第4号	承認事業者	届出事業者
	項																																																
	第10条第1項	承認事業者	届出事業者																																														
	項	承認通知書	受付済み搬入届出書																																														
	第10条第2項	承認事業者	届出事業者																																														
	第10条第4項	承認事業者	届出事業者																																														
	項	承認通知書	受付済み搬入届出書																																														
	項	承認された	届け出た																																														
	第11条第1項	承認事業者	届出事業者																																														
	項	承認通知書	受付済み搬入届出書																																														
	第11条第2項	承認通知書	受付済み搬入届出書																																														
	項	承認された	届け出た																																														
	第12条	承認事業者	届出事業者																																														
	第13条第1項第1号	第6条第1項（第9条第1項において準用する場合を含む。）の規定による協議	第6条の2の規定による届出																																														
	第13条第1項第2号	承認事業者	届出事業者																																														
項	協議により不正に第7条第1項の規定による承認を受けたものである	届出を行った																																															
第13条第1項第4号	承認事業者	届出事業者																																															

(指導、勧告及び公表)

第13条 知事は、この要綱の目的を達成する上で支障があると認めるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、県外排出事業者に対し、県外産業廃棄物の搬入の中止等必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 県外排出事業者が、第7条第4項の規定に違反したとき。

(4)・(5) [略]

2・3 [略]

(書類の経由等)

第14条 第6条第3項(第9条第1項において準用する場合を含む。)、第9条第2項及び第12条の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1通副本2通とし、県外産業廃棄物を搬入しようとする宮崎県内の処理施設の所在地を管轄する保健所の長を経由するものとする。

(指導、勧告及び公表)

第13条 知事は、この要綱の目的を達成する上で支障があると認めるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、県外排出事業者に対し、県外産業廃棄物の搬入の中止等必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 県外排出事業者が、第7条第5項の規定に違反したとき。

(4)・(5) [略]

2・3 [略]

(書類の経由等)

第14条 第6条第3項(第9条第1項において準用する場合を含む。)、第6条の2第1項、第9条第2項及び第12条(第6条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1通副本2通とし、県外産業廃棄物を搬入しようとする宮崎県内の処理施設の所在地を管轄する保健所(以下「保健所」という。以下同じ。)の長を経由するものとする。

2 保健所の長は、前項の規定により書類が提出された場合には、これに受付印を押し、うち1通を当該書類の提出者に返却するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条、第 6 条の 2 関係）

1	排出事業場の業務概要を記載した書類
2	産業廃棄物の排出工程図
3	搬入方法及び搬入経路を記載した書類
4	次に掲げる産業廃棄物について事前協議書（第 6 条の 2 第 1 項の規定による届出を行おうとする者は搬入届出書）を提出しようとする日前 1 年以内に実施した当該産業廃棄物の有害物質の溶出試験に係る分析証明書の写し（埋立処分その他知事が必要であると認める処分をする場合に限る。） (1) 燃え殻 (2) 汚泥 (3) 廃油 (4) 鉱さい (5) ばいじん (6) 政令第 2 条第 13 号に掲げる産業廃棄物 (7) その他知事が必要であると認める産業廃棄物
5	次に掲げる産業廃棄物について事前協議書（第 6 条の 2 第 1 項の規定による届出を行おうとする者は搬入届出書）を提出しようとする日前 1 年以内に実施した当該産業廃棄物のダイオキシン類濃度分析証明書の写し（埋立処分その他知事が必要であると認める処分をする場合に限る。） (1) 燃え殻 (2) ばいじん
6	産業廃棄物の写真
7	その他知事が必要であると認める書類及び図面



別記様式第 1 号中「(新規・継続)」及び「印」を削り、「(継続の場合 前年度承認 年 月 日付け - - )」を「(前回承認 年 月 日付け - - )」に改める。

別記様式第 4 号中「印」を削り、

承 認 番 号	号	承 認 年 月 日	年 月 日
---------	---	-----------	-------

を

前回承認番号

号

前回承認年月日  
届出年月日

年 月 日  
年 月 日

に改め、同様式を別記様式第 6 号とする。

別記様式第 3 号中「印」を削り、「県外産業廃棄物搬入事前協議事項変更届」を「県外産業廃棄物搬入事前協議 (届出) 事項変更届」に

承 認 番 号

号

承 認 年 月 日

年 月 日

を

前回承認番号

号

前回承認年月日  
届出年月日

年 月 日  
年 月 日

に改め、同様式を別記様式第 5 号とする。

別記様式第 2 号を別記様式第 3 号とし、別記様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号 (第 6 条の 2 関係)

県外産業廃棄物搬入届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
担当者名及び連絡先

下記のとおり県外産業廃棄物を搬入しますので、宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱第 6 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地	名 称		
	所 在 地		
搬 入 の 理 由			
搬入を行う産業廃棄物の種類及び数量 ※数量はtに換算すること。	種 類		数 量
			t /年
			t /年
			t /年
搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
収 集 運 搬	自己処理・委託処理の別		自己処理 ・ 委託処理
	処理業者	氏名又は名称	
		許可年月日及び許可番号	許可年月日 年 月 日 許可番号 号
保 管	自己処理・委託処理の別		自己処理 ・ 委託処理
	保管施設の所在地		
	処理業者	氏名又は名称	
		許可年月日及び許可番号	許可年月日 年 月 日 許可番号 号
中間処理又は埋立処分	自己処理・委託処理の別		自己処理 ・ 委託処理
	処理施設の所在地		
	処 理 の 方 法		
	処理業者	氏名又は名称	
許可年月日及び許可番号		許可年月日 年 月 日 許可番号 号	

(前回承認 年 月 日付け - - )

備考

- 「自己処理・委託処理の別」の欄は該当するものを○で囲むこと。
- 「許可年月日及び許可番号」の欄は宮崎県知事が行った許可について記入すること。
- 運搬区間を区切って複数の収集運搬業者により運搬する場合又は同一区間を複数の収集運搬業者により運搬する場合は、「収集運搬」の「処理業者」の「氏名又は名称」の欄に全ての収集運搬業者名を記入すること。当欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」と記入し、運搬区間及び収集運搬業者の氏名又は名称、許可年月日及び許可番号を記載した書類を別葉で作成すること。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

宮崎県外産業廃棄物搬入承認台帳

様式第4号 (第7条関係)

当初申請 年度	前回承認 年月日	前回承認 番号	前年度 届出 年月日	届出 年月日	事前協議者(届出事業者)		産業廃棄物を排出する事業場		搬入を行う産業廃棄物		収集運搬事業者 自己・委託	保管施設所在地 自己・委託	処理業者名称 自己・委託	条件
					名称	住所	名称	所在地	種類	量 t/年				
										t/年				
										t/年				
										t/年				
										t/年				
										t/年				

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定並びに別記様式第1号の改正規定(同様式中「印」を削る部分に限る。)、別記様式第3号の改正規定(同様式中「印」を削る部分に限る。)及び別記様式第4号の改正規定(同様式中「印」を削る部分に限る。)並びに附則第2項から第6項までの規定は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱(以下「改正後の要綱」という。以下同じ。)第6条の2第1項の規定による届出を行おうとする者は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。以下同じ。)前においても、その届出を行うことができる。

3 知事は、前項の規定による届出があった場合においては、施行日前においても、改正後の要綱第7条第4項の規定により、その登記を行うことができる。

4 附則第2項の規定による届出を行った者は、施行日前においても、改正後の要綱第6条の2第4項において準用する第9条の規定により、その変更を行うことができる。

5 保健所の長は、附則第2項の規定による届出があった場合においては、施行日前においても、改正後の要綱第14条第2項の規定により、その処理を行うことができる。

6 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

訓令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第8号

本庁  
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後							
(定義)						(定義)							
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。						第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。							
(1)~(3) [略]						(1)~(3) [略]							
(4) 部長 宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号。以下本条において「組織規則」という。)第263条第1項に規定する部長、危機管理統括監及び会計管理者をいう。						(4) 部長 宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号。以下本条において「組織規則」という。)第263条第1項に規定する部長、政策調整監及び危機管理統括監並びに会計管理者をいう。							
(5) 次長 組織規則第263条第4項に規定する次長をいう。						(5) 次長 組織規則第263条第6項に規定する次長をいう。							
(6) 局長 組織規則第263条第6項に規定する局長をいう。						(6) 局長 組織規則第263条第8項に規定する局長をいう。							
(7) 課長 組織規則第263条第8項に規定する課長(第5条(第1項から第4項まで、第8項及び第12項を除く。))、第10条第5項から第7項まで並びに別表第6の2から別表第7の2まで及び別表第9においては、組織規則第271条に規定する課長)及び組織規則第266条第2項に規定する局次長をいう。						(7) 課長 組織規則第263条第10項に規定する課長(第5条(第1項から第4項まで、第8項及び第12項を除く。))、第10条第5項及び第6項並びに別表第6の2から別表第7の2まで及び別表第9においては、組織規則第271条に規定する課長)及び組織規則第266条第2項に規定する局次長をいう。							
(8) 室長 組織規則第263条第10項に規定する室長をいう。						(8) 室長 組織規則第263条第12項に規定する室長をいう。							
(9) [略]						(9) [略]							
(10) 課長補佐 組織規則第263条第12項に規定する課長補佐をいう。						(10) 課長補佐 組織規則第263条第14項に規定する課長補佐をいう。							
(11)~(20) [略]						(11)~(20) [略]							
別表第2(第4条関係)						別表第2(第4条関係)							
本庁各課共通専決事項						本庁各課共通専決事項							
事務	事項	専決区分				摘要	事務	事項	専決区分				摘要
		副	部	次	課				課	担	副	部	

		知事	長	長	長	長補佐	当りーダー			知事	長	長	長	長補佐	当りーダー
	[略]														
3	(1)~(3) [略]									3	(1)~(3) [略]				
職員の服務等に関する事務										職員の服務等に関する事務	(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の任用に関すること。	○			
	(4)~(6) [略]										(5)~(7) [略]				
	[略]										[略]				
11	(1)~(9) [略]									11	(1)~(9) [略]				
財務等に関する事務	(10) 予算執行及び支出負担行為に関すること。ただし、支出負担行為にあつては、次に掲げるものを除く。 ア 報酬(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)に係るものであつて総務事務センターの主管に属するもの及び専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則(昭和31年宮崎県規則第44号)に規定するその他の非常勤職員に係るものに限る。) イ~カ [略]	[略]								財務等に関する事務	(10) 予算執行及び支出負担行為に関すること。ただし、支出負担行為にあつては、次に掲げるものを除く。 ア 報酬(パートタイム会計年度任用職員に係るものであつて総務事務センターの主管に属するもの及び専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則(昭和31年宮崎県規則第44号)に規定するその他の非常勤職員に係るものに限る。) イ~カ [略]				
	(11)~(19) [略]										(11)~(19) [略]				
	[略]										[略]				

付表

付表

予算執行伺及び支出負担行為専決区分

[略]

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事 専 決 事 項	部長特定専決事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項	課長 補 佐 特 定 専 決 事 項

[略]

人事 課		[略]		1 [略] 2 非常勤職員の任 用の承認に関する こと。 3~8 [略]	
---------	--	-----	--	--	--

[略]

市町 村課				1 [略] 2 <u>地方財政法(昭 和23年法律第 109 号)第33条の7第 4項の規定による 地方債の許可に関 すること。</u> 3 [略]	
----------	--	--	--	--	--

[略]

消防 保安 課				1~7 [略]	
---------------	--	--	--	---------	--

予算執行伺及び支出負担行為専決区分

[略]

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事 専 決 事 項	部長特定専決事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項	課長 補 佐 特 定 専 決 事 項

[略]

人事 課		[略]		1 [略] 2 非常勤職員(パ ートタイム会計年 度任用職員を除く 。)の任用の承認 に関すること。 3~8 [略]	
---------	--	-----	--	--	--

[略]

市町 村課				1 [略] 2 <u>地方財政法(昭 和23年法律第 109 号)による次の事 務 (1) 第5条の4 第1項、第3項 及び第4項の規 定による地方債 の許可に関する こと。 (2) 第33条の8 第1項の規定に よる地方債の許 可に関すること 。</u> 3 [略]	
----------	--	--	--	--	--

[略]

消防 保安 課				1~7 [略] 8 <u>防災救急ヘリコ プターに関する次 の事務 (1) 他の地方公 共団体からの応 援要請を受けて 緊急運航させる こと。 (2) 他の地方公 共団体に対して 応援要請を行う こと。 (3) 国又は他の 行政機関からの</u>	
---------------	--	--	--	--	--



<p>1 農地法による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の許可に関する事。ただし、転用面積が4ヘクタールを超えるもの及び都市計画法、砂利採取法その他関連法等との調整に係るもの(宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)別表土木事務所長の項第24号の規定により土木事務所長に委任された開発行為等の許可並びに宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)別表28の項の規定により都城市、延岡市及び日向市に委任された開発行為等の許可(以下この号において「開発行為等の許可」という。))との調整に係るものを除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>1の2～4 [略]</p> <p>[略]</p> <p>土木事務所</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 道路法による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6～15 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>1 農地法による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の許可に関する事。ただし、転用面積が4ヘクタールを超えるもの及び都市計画法、砂利採取法その他関連法等との調整に係るもの(宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)別表土木事務所長の項第24号の規定により土木事務所長に委任された開発行為等の許可並びに宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)別表27の項の規定により都城市、延岡市及び日向市に委任された開発行為等の許可(以下この号において「開発行為等の許可」という。))との調整に係るものを除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>1の2～4 [略]</p> <p>[略]</p> <p>土木事務所</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 道路法による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第72条の2第3項に規定する証明書の交付に関する事。</u></p> <p>6～15 [略]</p> <p>[略]</p>
--	---

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第9号

本 庁  
各出先機関

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程(平成25年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(担任意務)</p> <p>第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副知事郡司行敏の担任意務</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 農政水産部に関する事。</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ 教育委員会に関する事。</p> <p>キ 選挙管理委員会に関する事。</p> <p>ク 人事委員会に関する事。</p> <p>ケ 監査委員に関する事。</p> <p><u>コ 海区漁業調整委員会に関する事。</u></p> <p><u>サ 内水面漁場管理委員会に関する事。</u></p> <p>シ・ス [略]</p> <p>(2) 副知事永山寛理の担任意務</p> <p>ア <u>福祉保健部に関する事。</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ・オ [略]</p>	<p>(担任意務)</p> <p>第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副知事日隈俊郎の担任意務</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>福祉保健部に関する事。</u></p> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ 教育委員会との連絡調整に関する事。</p> <p>キ 選挙管理委員会との連絡調整に関する事。</p> <p>ク 人事委員会との連絡調整に関する事。</p> <p>ケ 監査委員との連絡調整に関する事。</p> <p><u>コ・サ [略]</u></p> <p>(2) 副知事永山寛理の担任意務</p> <p><u>ア・イ [略]</u></p> <p><u>ウ 農政水産部に関する事。</u></p> <p>エ・オ [略]</p>



カ 公安委員会に関すること。  
キ 労働委員会に関すること。  
ク 収用委員会に関すること。

ケ・コ [略]

カ 公安委員会との連絡調整に関すること。  
キ 労働委員会との連絡調整に関すること。  
ク 収用委員会との連絡調整に関すること。  
ケ 海区漁業調整委員会との連絡調整に関すること。  
コ 内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。  
サ・シ [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 企業局企業管理規程

宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

### 宮崎県企業局企業管理規程第6号

#### 宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県企業局庁舎等管理規程（平成6年宮崎県企業局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(庁舎管理者)</p> <p>第4条 この規程を実施するため、次表に掲げるところにより、庁舎等の区分に応じて庁舎管理者を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>庁舎管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本局の庁舎等</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>発電所の庁舎等（古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等を除く。）</td> <td>施設管理課長</td> </tr> <tr> <td>古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等</td> <td>工務課長</td> </tr> <tr> <td>北部管理事務所の庁舎等</td> <td>北部管理事務所長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	区分	庁舎管理者	本局の庁舎等	総務課長	発電所の庁舎等（古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等を除く。）	施設管理課長	古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等	工務課長	北部管理事務所の庁舎等	北部管理事務所長	<p>(庁舎管理者)</p> <p>第4条 この規程を実施するため、次表に掲げるところにより、庁舎等の区分に応じて庁舎管理者を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>庁舎管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本局の庁舎等</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>発電所の庁舎等（古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等を除く。）</td> <td>発電設備課長</td> </tr> <tr> <td>古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等</td> <td>施設保全課長</td> </tr> <tr> <td>北部管理事務所の庁舎等</td> <td>北部管理事務所長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	区分	庁舎管理者	本局の庁舎等	総務課長	発電所の庁舎等（古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等を除く。）	発電設備課長	古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等	施設保全課長	北部管理事務所の庁舎等	北部管理事務所長
区分	庁舎管理者																				
本局の庁舎等	総務課長																				
発電所の庁舎等（古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等を除く。）	施設管理課長																				
古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等	工務課長																				
北部管理事務所の庁舎等	北部管理事務所長																				
区分	庁舎管理者																				
本局の庁舎等	総務課長																				
発電所の庁舎等（古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等を除く。）	発電設備課長																				
古賀根橋ダム管理事務所及び寒川ダム管理事務所の庁舎等	施設保全課長																				
北部管理事務所の庁舎等	北部管理事務所長																				

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

